

令和6年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和6年度松本市国内向け誘客プロモーション事業運営業務

2 趣旨

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響、デジタル技術の進展と社会のDX化、ゼロカーボンに向けた取組み等、観光を取り巻く環境の大きな変化とともに旅行者の価値観や需要も大きく変化している。これらの変化を踏まえ、松本市では令和6年3月に「松本市観光ビジョン」を策定したところである。

本事業は、当該ビジョンでキーワードとする「冬季の観光誘客による観光需要の平準化」、「消費額増加」の2つの観点を特に意識し、人口が集中する大都市を中心とした国内へ観光情報等の発信を図るもの。加えて、令和6年秋に耐震工事を終える国宝旧開智学校校舎開館の機会を捉え、2つの国宝（松本城及び旧開智学校校舎）を連携させたプロモーション強化を図ることを目的とする。

3 期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、プロモーション事業の運営等に係る以下の業務を行うものとする。

(1) 事業の企画運営

ア 国内在住の20代～40代男女（新規及びリピーター）をメインターゲットとし、「冬季の観光誘客による観光需要の平準化」及び「消費額増加」に資するようなプロモーションを企画運営すること。

イ 市内の二次交通（バス、自転車など）の利用促進を図るプロモーションを企画運営すること。

(2) プロモーションの企画運営

ア 各種広告媒体の様々な手法を活用し、ターゲットに訴求するプロモーションを行うこと。

イ インフルエンサー等を起用し、松本の魅力について情報発信を行うこと。

ウ ランディングページを制作し、本プロモーションの問い合わせの対応等必要な事務局機能を担うこと。また、作成するランディングページ内には、別サイトへのリンクバナーや委託者が指示する観光情報についても記載すること。なお、ランディングページは、市公式観光サイト（新まつもと物語プロジェクト）のサブドメインを使用し、制作する際は当該サイトの受託事業者と調整等行うこと。

- (3) 2つの国宝プロモーションの企画運営
 - ア インパクトのあるキャッチフレーズを使用し、2つの国宝の存在の周知、両施設間の回遊性を図るプロモーションを実施すること。
 - イ 各種広告媒体の様々な手法を活用し、ターゲットに訴求するプロモーションを行うこと。
- (3) 効果測定及び報告
 - ア 当該業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、事業終了後の報告書において結果を示すこと。
- (4) 共通項目
 - ア 円滑な事業実施のため、定期的に打合せを実施し、その会議内容について毎回記録をとること。
 - イ 本事業で作成する静止画や動画等制作物の著作権、所有権及び利用権は可能な範囲で松本市に帰属し、本市が無償かつ条件の制限なく利用可能なものとする。また、コンテンツリストを作成し、二次利用等に関して利用条件がある場合は一覧でわかるようにすること。

5 業務報告書の提出

- (1) 受託者は月1回の月次報告に加えて、委託者の指示により広告の成果等の実績を求められた場合には速やかに提出すること。
- (2) 業務終了後は、業務報告書として提出すること。なお、紙での納品のほかに、電子データも納品すること。
- (3) 最終報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

6 委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受託者は、松本市の個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人の漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果品の所有権、著作権及び利用権は可能な限り本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場

合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (6) この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

8 担当

松本市文化観光部観光プロモーション課 担当者 飯瀨

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。